

## □ 個人情報保護とは

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されるとともに、個人情報の保護に関する法律（以下個人情報保護法という）が改正され、令和4年4月1日から施行されました。

個人情報保護法に基づき、誰でも独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長に対して、自己を本人とする個人情報の開示を請求することができます。

開示請求された個人情報は、不開示情報を除き、原則として開示されます。また、開示された個人情報について、その内容が事実でないと思料するとき又はその取得、保有、利用もしくは提供が法の規定に違反していると思料するときは、訂正又は利用停止を請求することができます。

（未成年者又は成人被後見人の法定代理人又は本人の委任による任意代理人も、本人に代わって請求することができます。）

当機構は、個人情報保護法の趣旨を踏まえて、保有する個人情報を適切に取り扱い、個人情報の保護に努めます。